

掛川市訓令甲第2号

掛川市臨時職員等の任用等に関する規程（平成17年掛川市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

掛川市長 松井三郎

第11条第1項中「（市立総合病院に勤務する者を除く。）」を削り、「一時金」の次に「（以下「賃金等」という。）」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第19条から第21条までを次のように改める。

第19条から第21条まで 削除

第22条第2項中「、宿日直費、特殊勤務費及び年末年始勤務費」を削る。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第13条関係）

職 種		勤 続 期 間 及 び 月 給		時 間 給
一般事務		2年以上	142,800円	890円
		2年未満	134,000円	830円
給食員		2年以上	159,700円	990円
		2年未満	148,000円	920円
幼児教育指導主事		2年以上	200,000円	1,250円
		2年未満	189,600円	1,180円
幼児教育士	3歳児から5歳児までの学級担任	5年以上	189,300円	1,150円
		2年以上	182,600円	1,110円
		2年未満	166,300円	1,010円
	上記以外の者	5年以上	185,300円	1,150円
		2年以上	178,600円	1,110円
		2年未満	162,300円	1,010円
業務員		2年以上	188,300円	1,170円
		2年未満	175,300円	1,090円
保健師・看護師・介護支援専門員		5年以上	214,400円	1,340円
		2年以上	210,000円	1,310円
		2年未満	200,000円	1,250円
准看護師		5年以上	185,300円	1,150円
		2年以上	178,600円	1,110円
		2年未満	162,300円	1,010円
その他特殊な技能、経験等を要する職		2年以上	167,500円	1,040円
		2年未満	152,500円	950円

備考

- 1 賃金の額を決定する場合において、当該賃金の額を適用すべき職員の勤務成績が良好でないときは、当該賃金の額を適用するために必要な勤続期間を経過していないものとみなす。
- 2 その他特殊な技能、経験等を要する職とは、ことばの教室指導員、教育センター主務担当者、学芸員、市史編纂業務員、体育指導助手、介護認定調査員及び管理栄養士をいう。

別表第5を削る。

様式第2号及び様式第3号中

「

社 会 保 険 等	(1) 健康保険：有 ・ 無	(2) 厚生年金：有 ・ 無
	(3) 雇用保険：有 ・ 無	(4) 労災保険：有 ・ 無
	(5) 職員互助会加入：有 ・ 無	(6) 病院親和会加入：有 ・ 無

」

を

「

社 会 保 険 等	(1) 健康保険：有 ・ 無	(2) 厚生年金：有 ・ 無
	(3) 雇用保険：有 ・ 無	(4) 労災保険：有 ・ 無
	(5) 職員互助会加入：有 ・ 無	

」

に改める。

附 則

この訓令甲は、平成25年5月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、同年4月1日から施行する。